

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 16    | 法人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢吹町は、法人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

矢吹町長

## 公表日

令和8年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                |  |
|-------------------------------------|--|
| ①事務の名称                              | 法人住民税に関する事務  |
| ②事務の概要                              | <p>地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定める事務。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人設立・設置・異動等各届出書の受理</li> <li>② 法人情報及び課税情報の審査・登録及び管理</li> <li>③ 法人住民税各申告案内書・納付書の送付</li> <li>④ 減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びに通知</li> <li>⑤ 更正請求書の審査及び受理</li> <li>⑥ 更正及び決定通知書の作成及び送付</li> <li>⑦ 法人住民税の調定及び還付⑥</li> <li>⑧ 法人納税証明書及び営業証明書等の発行</li> <li>⑨ 法人住民税関連資料の作成及び照会</li> <li>⑩ 国税・道税課税情報との突合</li> </ol> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> |
| ③システムの名称                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人住民税システム</li> <li>2. 収納管理システム</li> <li>3. eLTAXシステム</li> <li>4. e-Taxシステム</li> <li>5. 団体内統合宛名システム</li> <li>6. 中間サーバー</li> </ol>   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                      |  |
| (1)法人住民税システムファイル<br>(2)収納管理システムファイル |  |
| 3. 個人番号の利用                          |  |
| 法令上の根拠                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表24の項</li> <li>・番号法第9条第2項</li> <li>・番号法第19条第10号</li> </ul> </li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表省令第16条</li> </ul> </li> </ol>   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携            |  |
| ①実施の有無                              | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ol>   |
| ②法令上の根拠                             | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠)</p> <p>・第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項</p> <p>(別表における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるものの項</p>  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                   |  |
| ①部署                                 | 税務課  |
| ②課長等の役職名                            | 課長   |

|   |  |
|---|--|
| ②所属長の役職名  | 課長   |
| <b>6. 他の評価実施機関</b>  |  |
| —   |  |
| <b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>   |  |
| 請求先   | 矢吹町役場 総務課 総務係<br>住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101<br>電話: 0248-42-2117<br>FAX: 0248-42-2587 |
| <b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>   |  |
| 連絡先   | 矢吹町役場 税務課 町税係<br>住所: 福島県西白河郡矢吹町一本木101<br>電話: 0248-42-2113<br>FAX: 0248-42-2138 |
| <b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                         | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                                    |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない         |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                  |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底を厳守している。また、複数人による確認作業を行うこととしている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |   |



